

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 配偶者控除の見直し

- ・所得制限を設け、納税者の給与収入金額が1, 220万円を超える場合は控除を適用しない
- ・納税者の給与収入金額が1, 120万円を超えると段階的に控除額が減少する

2. 配偶者特別控除の見直し

- ・対象となる配偶者の給与収入金額の上限を141万円未満から201.6万円未満まで引き上げる
- ・納税者の給与収入金額が1, 120万円を超えると段階的に控除額が減少する

【現 行】

(単位：万円)

納税者の 給与収入	配偶者の給与収入										
	配偶者 控 除	配偶者特別控除									
		103 万円以下	105 万円未満	110 万円未満	115 万円未満	120 万円未満	125 万円未満	130 万円未満	135 万円未満	140 万円未満	141 万円未満
1,220 万円以下	33 (38)	33 (38)	33 (36)	31 (31)	26 (26)	21 (21)	16 (16)	11 (11)	6 (6)	3 (3)	適用 なし
1,220 万円超	適用なし										

【改正後】

(単位：万円)

納税者の 給与収入	配偶者の給与収入										
	配偶者 控 除	配偶者特別控除									
		103 万円以下	150 万円以下	155 万円以下	160 万円以下	166.8 万円未満	175.2 万円未満	183.2 万円未満	190.4 万円未満	197.2 万円未満	201.6 万円未満
1,120 万円以下	33 (38)	33 (38)	33 (36)	31 (31)	26 (26)	21 (21)	16 (16)	11 (11)	6 (6)	3 (3)	適用 なし
1,170 万円以下	22 (26)	22 (26)	22 (24)	21 (21)	18 (18)	14 (14)	11 (11)	8 (8)	4 (4)	2 (2)	
1,220 万円以下	11 (13)	11 (13)	11 (12)	11 (11)	9 (9)	7 (7)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	1 (1)	
1,220 万円超	適用 なし	適用なし									

※カッコ内は所得税の控除額

3. 控除対象配偶者の区分 (条例第25条・付則第5条)

現 行	改正後
<p>○<u>控除対象配偶者</u> 納税者と生計を一にする配偶者のうち、前年の給与収入金額が103万円以下の者</p>	<p>○<u>同一生計配偶者</u> 納税者と生計を一にする配偶者のうち、前年の給与収入金額が103万円以下の者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>○<u>控除対象配偶者</u> 納税者と生計を一にする配偶者のうち、前年の給与収入金額が103万円以下で、かつ、納税者の前年の給与収入金額が1,220万円以下の者 ※改正後の配偶者控除の対象となる者</p> </div>